

特殊詐欺被害の防止に向けたATM取引制限の変更について

当会では、特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みとして、平成30年4月26日より一部のお客さまを対象に振込を含むATMにおける取引の制限を開始、令和4年1月26日に制限の見直しを行い、対象となるお客さまにつきましては、定期的に更新させていただいております。

このような中、犯罪グループがATM操作に不慣れなお客さまをATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口が巧妙化していることに加え、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、下記のとおり、ATM取引制限の内容を変更させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をお掛け致しますが、「お客さまの大切な財産をお守りするため」の対応でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

【出金制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
70歳以上	過去1年間ATMで20万円を超える出金取引※をしていない口座 ※現金出金、振替出金	20万円

【振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
65歳以上	過去1年間ATMでカード振込をしていない口座	0円

2. 制限開始時期

令和5年4月26日（水）より

※一部のお客さまは、27日または28日に適用となります。

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、通帳、お届け印及びご本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参の上、制限適用後に当会窓口までお申し出ください。

以上

静岡県警察本部生活安全部 参事官兼生活安全企画課長のコメント

令和4年の静岡県内における特殊詐欺被害は、被害件数 417 件（前年比+43 件）、被害金額約 9 億 430 万円（前年比+約 1 億 3,280 万円）となっており、深刻な情勢が続いております。

特に令和3年以降は、市役所や金融機関などを騙り、被害者を A T M に誘導して犯人側の口座に振り込ませる「還付金詐欺」が急増しており、令和4年の被害件数は 59 件（前年比+23 件）、被害額は約 6,140 万円（前年比+約 3,000 万円）に上っており、被害者の対象年齢は 65 歳から 69 歳の方に集中しております。

この要因につきましては、A T M の取引制限をこれまで 70 歳以上としていただいていたところ、犯人グループが 65 歳から 69 歳の方に対象年齢を引き下げてきたことが理由と想定されます。

こうしたことから、県警察では更なる還付金詐欺の被害を防止するため、J A バンク静岡様に対しまして、65 歳以上の方を対象とした A T M 振込の制限について協力依頼を行いました。

J A バンク静岡様におかれましては、還付金詐欺対策への取組に関しまして、敬意と感謝を申し上げますとともに、今後とも特殊詐欺被害防止対策へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

静岡県警察本部生活安全部
参事官兼生活安全企画課長

【本件に関するお問い合わせ先】

静岡県信用農業協同組合連合会
営業統括部

電話：054 - 284 - 9670

静岡県警察本部生活安全企画課

電話：054 - 271 - 0110

内線 711 - 3051～3053